

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和8年3月12日

全国健康保険協会徳島支部長
支 部 長 中 川 智

1. 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

令和8年度 生活習慣改善通知にかかる圧着はがきの作成および発送業務委託
予定数量 2,400 枚

(2) 調達案件の内容等

仕様書による

(3) 履行期限

仕様書による

(4) 納入場所

仕様書による

(5) 見積方法

- ・見積金額は、本業務を実施するために必要な経費のすべての額を含んだ 1枚当たりの単価（小数点第2位まで）とする。
- ・落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税抜額を見積書に記載すること。なお、見積書に記載された金額の計算に誤りがある場合は無効となるため注意すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造（その他印刷類）」のいずれかの等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用

を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク取得事業者、又は ISO/IEC27001 若しくは JISQ27001 のいずれかの認証を取得している者であること。
- (10) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可が受けられないときは、履行期間の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。

3. 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により F A X にて受け付ける。

(1) 受付先

全国健康保険協会徳島支部 保健グループ 北村

電話：088-602-0250（自動音声案内後②） F A X：088-602-0717

(2) 受付期限

令和8年3月24日（火）午前11時まで

(3) 回答期限

令和8年3月25日（水）午後5時までに F A X にて回答する。

4. 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出場所及び問い合わせ先

〒770-8541 徳島市八百屋町2-11 ニッセイ徳島ビル7階

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 佐々木

電話：088-602-0250（自動音声案内後④）

(2) 見積書等の提出期限

令和8年4月2日（木）午後3時まで

(3) 見積書等の提出方法

郵送（特定記録または書留郵便に限る）もしくは直接提出（持参）とする。

5. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無
- (5) 詳細は見積説明書による。

以上、公告する。

見積説明書等送付依頼書

案件名：令和8年度 生活習慣改善通知にかかる圧着はがきの作成および発送業務委託

標記案件に係る見積説明書等について、以下の住所へ送付を希望します。

【送付先】

法人名又は商号：

担当者名：

郵便番号：

住所：

電話番号：

FAX番号：

【依頼先】

全国健康保険協会徳島支部 企画総務グループ 担当：佐々木

FAX：088-602-0717

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に掲げる者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があつたことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

全国健康保険協会倫理規程（一部抜粋）

（退職者による依頼等の規制）

第23条 役職員であつた者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であつた者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。